

# 接続料の算定に関する研究会 平成30年(2018年)9月以降の検討状況(案)

---

平成30年12月19日  
総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課

1. 本研究会では、平成30年(2018年)9月の第14回会合における第二次報告書の取りまとめの後も、同報告書の記載及び資料14-3を踏まえ、継続検討を進めてきた。
2. 具体的には、以下のように会合を開催してきたところ、本資料では、今後の円滑な検討に資するため、これらの会合における検討の状況を整理するとともに、現時点で方向性の明らかとなったものについては、その内容を示すものである。

\* NGNコストドライバについては、現在「NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループ」において検討中のため、本資料では割愛する。

【表 平成30年9月～12月における開催状況】

会合	議題
第14回(9月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二次報告書(案)に寄せられた意見及びそれに対する考え方(案)、今後の想定スケジュールについて</li> <li>・ PPPoE接続及びIPoE接続に関連する取組の状況について</li> <li>・ 加入光ファイバ接続料に関連する取組の状況について</li> </ul>
第15回(11月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レートベースの厳正な把握について(非公開)</li> <li>・ 加入光ファイバの耐用年数について(非公開)</li> <li>・ NGNのコストドライバについて</li> <li>・ PPPoE接続に関する前回検討のフォローアップ</li> <li>・ 省令改正案報告</li> </ul>
第16回(11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レートベースの厳正な把握等について(非公開)</li> <li>・ 接続料と利用者料金の関係の検証について</li> <li>・ IPoE及びPPPoE接続に関するフォローアップ</li> <li>・ 「NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループ」の開催について</li> </ul>

## 【レートベースの厳正な把握】

3. レートベースの厳正な把握については、第二次報告書第3章2. (3)において、

「光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切と考えられるところ、こうした観点から、本研究会及び総務省においても、NTT東日本・西日本からデータの開示及び説明を受けるなどして、状況を継続的に注視していく必要があると考えられる。そのため、まずは、実情把握を開始することとし、加入光ファイバの稼働率の現状等についてより詳細な調査を行うことが適当である。」

とされたことを踏まえ、NTT東日本・西日本から、データの開示及び説明を受けるとともに、質疑を行い、理解を深めてきた。

4. 検討に際し、新たなデータとして、第二次報告書第3章に収録しているソフトバンクの提案を踏まえ、NTT東日本・西日本から、東日本及び西日本それぞれで3カ所のNTTビルを選定し地下ケーブル及び架空ケーブルの芯線使用率を調査した結果の開示が構成員に対してなされたところである。すなわち、新宿ビル、山形ビル、角館ビル、名古屋栄ビル、岡山今村ビル、指宿ビルにおける、地下ケーブル・架空ケーブルごと及びケーブル種別(芯線数種別)ごとの、敷設本数、芯線使用率及び投資額シミュレーションの数値が示された。

※ このほか、構成員には、FTTHアクセスサービス提供エリアに含まれる展開ビル数と、固定電話施設数との比較(自社投資、IRU・補助金活用等の別)も新たに示された。

5. NTT東日本・西日本からは、数値とともに、未利用芯線の扱いについて、次のような説明も行われたところである。

### (資料15-1 P. 16再掲)

#### ■ 未利用芯線のレートベース上の扱いについて

- ・ 当社のケーブル敷設は、工事の頻度・内容による費用の発生状況や物理的な制約を踏まえつつ、最適となるケーブル種別を選定し効率的に実施しています。
- ・ また、芯線使用率を高める観点から芯線数の少ないケーブルを複数回敷設する方が却って投資額がかさむこととなり、現状の芯線使用率をもって設備投資の効率性を議論できるものではないと考えます。
- ・ 仮に、未利用芯線を接続料算定のレートベースから除外した場合、現時点の芯線使用率のみを高める設備構築を進めることになり、将来を見据えた基盤構築に向けた設備投資が停滞すると考えます。
- ・ したがって、未利用芯線の多寡をもって、当該芯線を接続料算定のレートベースから除外することは適当でないと考えます。
- ・ 当社としては、引き続き、我が国のブロードバンドの普及拡大と高度なICTインフラの利活用促進に向けて、努力し続けていく考えです。

6. これに対し、構成員からは、様々な質問が行われ、順次、回答を得てきたところであるが、質問事項のうち前回(第16回)会合時点で引き続き対応を要するものは、少なくとも次のとおりであった。
- 投資の効率性について理解を深めるため、現況のスナップショットではなく、時間軸でデータを見る必要があり、光の投資、および使用率について過去から現在までの推移を(東西別等)可能な範囲ブレイクダウンして示すこと。
  - 前回会合においては、過去10年間の収容ビルからの局出し区間における芯線数・芯線使用率及び光化投資額の推移が公表されたが、それ以外にも、NTT東日本・西日本においては、芯線使用率を時間軸で捉えたより詳細なデータについて検討するとのことであった。なお、当該推移値については、増加芯線数と光化投資額の関係について、更に質問が提出されている。
7. また、関連して、ソフトバンクから、同社における光ケーブルの芯線管理方法(過去分も含めたケーブル区間ごとの芯線数・収容状況を情報システム等により管理する方法)について説明を受け、理解を深めたところである。
8. 以上の議論を踏まえ、レートベースの厳正な把握については、引き続き、必要な実情把握の作業があればこれを着実に行うとともに、3. に引用した第二次報告書の観点を踏まえた検討を今後も実施し、来年春以降に一定の方向性を得ることを目指していくことが適当ではないか。

### 【加入光ファイバの経済的耐用年数】

9. 加入光ファイバの経済的耐用年数については、第二次報告書の記載を踏まえ、NTT東日本・西日本から、2017年度末データに基づく光ファイバの撤去率を用いた耐用年数の推計結果が構成員に対し示され、質疑を実施した。しかしながら、当該推計結果を踏まえた検討については、「検討の結果、光ファイバの耐用年数見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく考え」との説明に留まり、第二次報告書の取りまとめ時点から変わるところがない。NTT東日本・西日本においては、同報告書の記載を受けた検討が引き続き行われる必要があり、本研究会においては、平成31年度(2019年度)の早い時期までに改めてNTT側から検討に関する状況について聴取することが適当ではないか。

注) この点、第二次報告書P.22においては、「特にこの見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平成30年内又は平成31年早期には結論を出していくことが適当」と記載しているところ。

10. なお、関連して、ソフトバンクにおける耐用年数の設定状況の説明も受け、理解を深めたところである。

11. PPPoE接続については、第二次報告書第2章2. (2)アにおいて、

「円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当である。・・・今後の継続的フォローアップに当たっては、実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要があり、その具体的な方法について検討を開始する必要がある。」

とされたことを踏まえ、NTT東日本・西日本から、PPPoE接続の網終端装置における実際の通信量の状況やPPPoE接続を行うISPの要望に関する状況についてデータの開示を受けるなどして、現状について理解を深めるとともに、検証の具体的な方法について検討してきた。

12. まずNTT東日本・西日本からは、ISPの要望の状況として、NGNとPPPoE方式により直接接続するISP(接続ISP)に対する増設基準緩和に係る説明及び増設要望等のヒアリングの状況の説明があり、東日本においては全接続ISP49者のうち23者に増設要望があり、そのうち平成30年6月の増設基準緩和により6者において約260台の網終端装置が増設可能となった旨の紹介があった。(西日本においては、全接続ISP63者のうち17者に増設要望があり、そのうち当該基準緩和により10者において約100台の増設が可能となったとのことである。)

13. また、実際の通信量の状況については、直近約2年でのNGNにおけるインターネットのピークトラフィックの伸びが、PPPoE接続では減少傾向、IPoE接続では増加傾向であることを示すグラフの提示があったほか、平成30年7月23日から29日における全てのNGN用網終端装置の最大総帯域に対する1時間ごとのダウンロードトラフィック(※)の占める比率を示すグラフの提示があり、当該比率が最大7割程度であることをもって、最も使用されている時間帯においても余裕があるとの説明が行われた。

※ 1Gbpsのアクセスラインを収容可能な全てのNGN用網終端装置における1時間毎の5分間平均トラフィック(東日本:最初の5分間のみ、西日本:5分間平均×12回の平均値)の合計値

14. この実際の通信量の状況に関するデータ及び評価に対しては、構成員から、主に次の3点の指摘があり、これに対するNTT東日本・西日本の回答等は、それぞれ矢印以下のとおりである。

(1) パケット交換は7割使っていれば空いている時の3倍時間がかかるものであり、利用率5割を超えたら増強を考えて、7割を超えたら増強しなければいけないというのが常識であるから、7割では余裕がないのではないか。

→ (主な回答) 最大総帯域に対するトラフィックの割合(利用率)については、NGN用網終端装置マクロの結果であり、網終端装置個々で割合を見た場合、更に高い割合(利用率)となっているものもあり、「余裕がある」という記載は、「全ての網終端装置において問題がない」との誤解を招きかねない内容であったと認識。帯域利用率と1パケットあたりの処理時間の関係について、待ち行列モデル(M/M/1)を例にすると、帯域利用率が70%の際の処理時間は10%の際の処理時間と比べて約3倍となるが、1Gbpsの帯域を有する網終端装置において、帯域利用率が70%の場合、1パケットあたりの平均処理時間は0.04msecとなる。そのユーザ体感への影響については処理時間(遅延)のほか、パケットロスの発生状況を考慮する必要があると考えるが、遅延の増加をパケットロス発生の子兆と捉え、今後の検討に活用していきたい考え。なお、パケットロスについては、網終端装置における実環境のサンプル調査の結果、帯域利用率の増加とパケットロス数には相関性があり、帯域利用率が約94%を超えた場合に、パケットロス数が増加し始める(※)ことを確認したところ、長時間のパケットロスが継続していないかなど、引き続き、注視していく考え。 ※ 約94%を超えない場合において増加し始めていないものではなく、約94%を境に特に増加し始めるという趣旨と考えられる。

(2) 地域別、県単位などで見ることができないか等、もう少しブレークダウンして、本当に新しい増設基準が混雑緩和につながっているのかを検証できるようなデータの採り方ができないか。

→ (主な対応) 1Gbpsのアクセスラインを収容可能な網終端装置を利用している接続ISP(東:35社、西:45社)における通信量の状況について、接続ISPごと、県等域ごとにブレークダウンした帯域利用率データ(※)が構成員に対し開示され、帯域利用率の高いエリアの存在が明らかになるとともに、そうしたエリアについては、接続ISPと連携し、網終端装置の増設やIPoE方式への切り替えに取り組んでいるとの説明があった。

※ 網終端装置の合計帯域(1Gbps×n台)に対し、2018年7月1日～31日の実トラフィックデータ(日毎の1時間平均(注)のピーク値の月間平均)で除した値

注:NTT東日本では各時間冒頭5分の平均、NTT西日本では5分ごと平均の1時間分(12回)の平均

(3) データの採り方、時間軸も含めて、現在の取組の効果が1年後に分かるのではなくて、その途中でも分かるようにできないか。

→ (主な回答) 増設基準を見直した2018年6月以降に申込され、網終端装置が設置・運用されてトラフィックが疎通し始めるまでに一定期間を要するため、増設された網終端装置の効果を示す具体的なデータが整い次第、途中経過を提出する考え。

15. 以上の経過を踏まえると、PPPoE接続の実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行うという作業については、接続ISPごと・県等域ごとにブレイクダウンした帯域利用率データの開示があるなど、相当程度の進捗があったと評価できるものであるが、今後も必要に応じ更に検討を進め、また適切な時期にデータの再度の検証を行うなどのフォローアップを実施していくことが適当ではないか。

#### 【IPoE接続について】

16. IPoE接続については、JAIPAから特定県等域のみでの接続ができないという問題点がなお解決していない旨の意見が改めて表明された。これに対しNTT東日本・西日本からは、IPoE方式の提供経緯のほか、特定県等域のみでの接続でもいわゆる「16者制限」のうちの1枠を消費すること、16者制限は収容ルータの仕様上の制約でありこれを拡大するためには東西計約7千台の収容ルータの更改が必要となること、及び全県等域のユーザに一律の条件でサービス提供することを前提に設計・構築されていること等の説明があったが、併せて、「特定県等域のみでご利用いただくためには、・・・当該機能を利用される接続事業者様からの具体的なご要望を踏まえ、開発条件、コスト負担等、協議を進めさせていただく考え」との表明もあった。

17. 引き続き、本研究会においても状況を注視していくことが適当ではないか。

18. 接続料と利用者料金の関係の検証(いわゆるスタックテストの検証)については、ソフトバンクから、第13回会合(6月29日)において本研究会でのオープンな議論を求める旨の表明があり、更に第二次報告書案に対する意見募集において「スタックテストの在り方に関する議論も研究会にて行い、見直しに向けた検討を進めるべき」との意見が提出されたところ、本研究会においては、「要望を踏まえて、意見提出者であるオプザーバーによる発表の機会を設けることとします。」との考え方を示したところである。
19. また、情報通信審議会答申で、平成31年度以降の長期増分費用(LRIC)方式に基づく接続料算定においてスタックテストの検証の考え方の一部を用いることとされたことから、本研究会第16回会合(11月30日)において、事務局からの説明、ソフトバンク及びKDDIからの発表、及びそれらを踏まえた検討を行った。
20. 上記19. の情報通信審議会答申及びそれに基づく制度改正に向けた動き(事務局からの説明)は、主に次のとおりである。

(1) 情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月16日)(以下「LRIC答申」という。)では、次の①～③のとおり、平成31年度以降の接続料算定に当たってスタックテストの検証の考え方を採用することとされたこと。

- ① LRIC方式に基づく接続料の算定に用いるLRICモデル(第8次モデル)としてはPSTN-LRICモデル及びIP-LRICの2つのモデルがあるところ、平成31年度から33年度までの3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応する。段階的な移行の手段として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定し、これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ(4対1等)へ移行の段階を進める。
- ② 価格圧搾のおそれについては、現行の指針※1に基づく、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないかの検証を目的としたスタックテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を採用することで判断する(以下「LRIC検証」という。)。
- ③ ただし、認可接続料に比べ他事業者接続料※2の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地があると考える。

※1 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針

※2 本年9月に指針を改定し、利用者料金収入の比較対象となる接続料総額に他事業者接続料を加えることとした上で、利用者料金額(単価)等の要素により他の通信(他事業者接続料を支払うことのない通信)と通常の利用者が区別可能なものを除いた範囲(最小限の範囲)による検証を行うべきこととした。

- (2) 今後制定される予定の改正省令の規定に基づきLRIC検証を行うことを踏まえ、「加入電話・ISDN通話料」については改正規定が有効である間は指針の適用を除外する想定であること。
- (3) モデル組み合わせに移行する条件は改正省令に基づき総務大臣が通知することとし、具体的には、「加入電話・ISDN通話料」について、指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が、他律的要因によらずに、営業費相当基準額未満となることを条件として通知する想定であること。
- (4) 他律的要因は、価格圧搾のおそれが生じるとしても認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合に、そうした事情を考慮するという趣旨であり、内容を予め具体的かつ明確にした上で総合通信基盤局長が機動的に通知することとする想定であること。



21. LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因及びその確認方法に関して、ソフトバンク及びKDDIの2社から次の提案があった。

(1) ソフトバンクからは、他接続料の影響を受ける現行スタックテストの判断ではLRICモデルの決定に際して合理性及び妥当性が担保されないためLRIC検証としてはPSTN発着(加入発加入着)のみの収支を考慮した検証(着信区分別の検証)を行うべき旨の意見が表明され、着信区分別に利用者料金を分計する方法としては、平均通話単金を分布関数(ジブラ分布)から求めた上で着信先別通話回数を掛け合わせるという方法の提案があった。

(2) KDDIからは、仮に着信区分別の検証をする場合には、利用者料金収入を分計するため、各着信区分の通話の特徴に有意の差がないことが大前提となり、仮に各着信区分の通話の特徴が大きく異なる場合は検証の不正確性を増す結果となる可能性がある旨の説明が行われ、他事業者接続料が全体に対して大きな影響がないのであれば不確実性の高い試算をして不正確性を増加させるより他律的要因の影響は小さいと割り切って通常スタックテストの検証結果で判断することもあり得る(※)旨の意見が表明された。

※ 他事業者接続料の全体に占める割合は現状12%ないし14%。例えば当該比率が昨年度の割合に比べて急激に増加しない限りは他律的要因の影響は小さいとみなすことが考えられる、とした。

22. ソフトバンクからは併せて、スタックテストの在り方に関する意見として、NTT東日本・西日本の利用機能と接続事業者が実際に利用する機能とは差分(同一ユニット内呼の有無等)が存在し接続事業者の方が経路設備が多くコストが高くなるため、接続事業者の事業継続性の観点から差分を最小限にする補正が必要である旨の意見も表明された。

※ 他事業者接続料の全体に占める割合は現状12%ないし14%。例えば当該比率が昨年度の割合に比べて急激に増加しない限りは他律的要因の影響は小さいとみなすことが考えられる、とした。

23. 上記21. (1)の意見に対しNTT東日本・西日本からは、利用者料金収入を分計する方法として提案のあったジブラ分布については、実態と乖離があるとの認識が示された。

24. また上記22. の意見に対しては、NTT東日本・西日本から、ネットワーク構造において利用者からより遠方に位置する交換機までトラフィックを伝送した上で交換するか否かは各事業者が選択できるものであること、及び仮に当該意見を採用するのであればLRIC接続料を算出するトラフィックとの齟齬が生じることの指摘があった。

## 【LRIC検証で考慮すべき他律的要因に関する今回提案についての考え方の方向性(案)】

25. 以上の検討状況を踏まえると、他事業者接続料による他律的要因を客観的かつ定量的に確認するため利用者料金収入を着信区分別に分計するという方法は、現時点では、採用困難と考えられるのではないか。他方で、他事業者接続料の水準がある基準(特定年度の接続料水準)に対して著しく上昇していないかどうかを評価する方法は、より現実的と考えられるのではないか。

注) 研究会第16回会合においては、ソフトバンクの21. (1)の意見(他接続料の影響を受ける現行スタックテストの判断ではLRICモデルの決定に際して合理性及び妥当性が担保されないためLRIC検証としてはPSTN発着(加入発加入着)のみの収支を考慮した検証(着信区分別の検証)を行うべき旨)に対し、競争状況という観点から、NTT東日本・西日本からは利用者からみて区別できない単位である着信区分別に分ける意味があるのか疑問との意見があり、KDDIからは0ABJ固定電話着という現行の指針に定める検証範囲が妥当と考える旨の意見が表明されるというやり取りがあったが、これは、本来は指針による検証の在り方自体に関する議論であり、(指針による検証の在り方自体が見直されない限り)LRIC検証の在り方に影響を与える議論とはならない。

(次頁も参照)

## 【スタックテストの在り方に関する今回提案についての考え方の方向性(案)】

26. ソフトバンクからの22. の提案については、指針による検証の目的を大きく変えるものであること、及びこの補正の導入によってLRIC接続料算定ロジック(LRICモデル)との齟齬が生じると考えられることから、現時点では採用することは困難ではないか。

## 【平成31年度以降の接続料算定におけるLRIC方式の適用】

※情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月16日)

1. 平成31年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定する。これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行。
2. 価格圧搾のおそれについては、現行の指針に基づき、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないかの検証を目的としたスタッフテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を用いることで判断 (⇒LRIC検証)。
3. 「現行の指針」とは、本年9月に改定された「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」であり、同指針では、利用者料金収入の比較対象となる接続料総額に他事業者接続料を加えることとした上で、利用者料金額(単価)等の要素により他の通信(他事業者接続料を支払うことのない通信)と通常の利用者が区別可能なものを除いた範囲(最小限の範囲)による検証を行うこととしている。
4. ただし、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討。\*

※ 答申(案)に対する意見募集におけるNTT東日本・西日本の意見を踏まえ、答申(案)の内容が修正されたもの。



## 【本研究会における検討事項】

LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因に関する次の事項についての検討が想定される。

- ① 「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る」という他律的要因を客観的かつ定量的に確認するとすれば、どのような方法があるか。
- ② 上記①の他律的要因以外に、LRIC検証に当たって考慮して取り扱うべき他律的要因がある場合、当該他律的要因を客観的かつ定量的に確認するため、どのような方法があるか。\*

※ 考慮すべき他律的要因がある場合は、各年度の接続料算定に当たり、予め内容を明確にして総務省総合通信基盤局長が通知。(最終的な通知内容は総務省において検討)

## 長期増分費用モデル適用方法の見直し

【改正省令案附則第4条～第6条、別表第1～第6】（詳細 ⇒ 8ページ）

### 【現状】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会において、第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びIP-LRICの2つのモデルを策定。
- ✓ 平成30年答申では、長期増分費用モデルの適用について、次のとおりとすることが適当とされた。
  - ① 平成31年度から33年度までの3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応。
  - ② 段階的な移行の手段として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定。
  - ③ これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ（4対1等）へ移行の段階を進める。

### 【措置】

- ✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの接続料算定に長期増分費用方式を適用するに当たり、PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が総務大臣が通知する条件に該当する場合等には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより接続料を算定。
- ✓ このため、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の機能・組合せ方法、IP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。

## 答申を踏まえた制度整備イメージ

### 【改正省令案附則における規定】

#### ■ 両モデルの組合せを適用することとなる条件 【改正省令案附則第4条】

1. PSTN-LRICモデルに基づく接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれがあるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合（NTT東日本・西日本のいずれかにおいて該当する場合）
2. 前算定期間において両モデルの組合せにより接続料を算定した場合

#### ■ 両モデル組合せの場合の機能と組合せ方法

##### 【改正省令案附則第5条、別表第1、告示】

- 概ね通信形態ごとを接続料単位とする機能を新たに定義。
- 当該機能ごとに各モデルの該当する単位費用総額を算定し、それらを4対1等の割合で合算。

#### ■ IP-LRICモデルによる算定方法 【改正省令案附則第6条等】

- 単位費用の算定には、接続料規則第3章から第5章までの規定を準用。
- 上記に加え、IP-LRICモデルによる算定に当たり、必要となる算定方式や算定に用いる値に係る規定を追加。

### 【諮問対象外の事項】

#### ■ 接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針（再改定）

- 「加入電話・ISDN通話料」については、第一種指定電気通信設備接続料規則の改正規定が効力を有する間は、本指針を適用しない。

### （参考）

#### ■ 価格圧搾のおそれが生じる場合（総務大臣による通知）

- 「加入電話・ISDN通話料」について、指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が「他律的要因」※によらずに、営業費相当基準額未満となること。  
※客観的かつ定量的に確認できるもの。

#### ■ 客観的かつ定量的に確認できる他律的要因（総合通信基盤局長による通知）

- 価格圧搾のおそれが生じるとしても、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合※に、そうした事情を考慮するもの。  
※考慮すべき他律的要因、その確認方法等について、予め、内容を明確にしてこれを通知。

(NTT東日本の場合)

【凡例】 ○:算入する ×:存在するが算入しない -:存在しない

呼種(需要の種類) <sup>※1</sup>		利用者料金収入	接続料等総額		
発	着		振替接続料	他事業者接続料	
同一料金 ※3	→	東日本PSTN着 <sup>※2</sup>	○	○	- <sup>※4</sup>
	→	東日本ひかり電話着 <sup>※2</sup>	○	○	-
	→	他社直収着 <sup>※2</sup>	○	○	○
	→	移動体・PHS着	×	×	×
	→	050着	×	×	×
移動体・PHS発	→	東日本フリーアクセス着	×	×	×

※1 NTT西日本着の通話は、中継事業者の料金設定となるため含まれない。

また、移動体・PHS着の通話は、「0036」等をダイヤルして発信しなければ着側等の料金設定となり、上表に計上されない。

※2 フリーアクセス着を含む。⇒できる限り除外。 ※3 フリーアクセス着を除く。

※4 IC間について他事業者接続料又はそれに相当するものあり(×→○)。

検証範囲

# (参考:資料14-3再掲)想定スケジュール

※当時での見込みであり、状況に応じ変更があり得る

		平成30年		平成31年			
		9月	10月～12月		春～	夏	
接続料の算定に関する研究会	9/26	●	●	●	→		
		第14回	第15回	第16回	第17回		
	第二次報告書とりまとめ・意見募集の結果及びそれに対する考え方	<p>月1回程度の開催を想定 (必要に応じ、開催回数・期間・議題は調整)</p> <p>現在想定する主な議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入光ファイバの耐用年数</li> <li>・ レートベースの厳正な把握</li> <li>・ PPPoE・IPoEの取組状況等</li> <li>・ NGNのコストドライバ(NTT東日本・西日本が見直す場合)</li> <li>・ (要望に応じ)接続料と利用者料金の関係の検証</li> </ul>				<p>継続検討 (加入光ファイバの接続料の在り方、県間接続料等)</p>	<p>第三次報告書案の作成</p>
省令の整備等		<p>【情郵審(電気通信事業部会、接続委員会)】</p> <p>→</p> <p>省令等整備案(「網機能提供計画」制度見直し、機能の休廃止時の周知)の諮問、パブコメ、答申 等</p>				<p>→</p> <p>平成31年度接続約款の変更認可申請に係る諮問、パブコメ、答申</p>	